

平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）会議録（第1日）

平成24年6月1日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 報告第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 議案第26号 工事請負契約の締結について
(太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事)
- 11 議案第27号 工事請負契約の締結について
(石海小学校本館校舎耐震補強改修工事)
- 12 議案第28号 工事請負契約の締結について
(太子東中学校校舎増築工事)
- 13 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第30号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第31号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第32号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第33号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 報告第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 議案第26号 工事請負契約の締結について
(太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事)
- 11 議案第27号 工事請負契約の締結について
(石海小学校本館校舎耐震補強改修工事)

- 12 議案第28号 工事請負契約の締結について
(太子東中学校校舎増築工事)
- 13 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第30号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第31号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第32号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第33号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

会議に出席した議員

1 番	中 藪 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	中 島 貞 次
11 番	服 部 千 秋	12 番	井 村 淳 子
13 番	中 井 政 喜	14 番	橋 本 恭 子
15 番	清 原 良 典	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子	書 記	山 本 雅 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	井 手 俊 郎
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	森 川 勝		

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、風清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同

慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、人事案件、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます。開会のあいさつにかえさせていただきます。

町長。

~~~~~

### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、次第に初夏の気配が色濃く感じられるころとなりました。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。平素は、太子町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、感謝申し上げます。

また、このたび佐野議長様におかれましては、兵庫県功労者表彰を受けられましたこと、まことにめでとうございます。長年にわたり町議会議員として町行政の振興と発展にご尽力いただき、お礼申し上げますとともに心よりお喜びを申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案件3件、同意案件1件、条例を初めとする議案8件、計12件のご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、清原良典議員、中薮清志議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの15日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等12件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から3月27日、4月6

日、4月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

**日程第5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告**

○議長（佐野芳彦） 日程第5、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を議題とします。

経済建設常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 皆さんおはようございます。

所管事務調査報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件。1、立岡山北配水池整備事業、2、危険箇所対策について、3、雨水・排水計画について、4、太子前処理場の将来像について、5、水道事業の健全化について。

2、調査年月日。平成24年5月15日火曜日午前10時から午前11時44分。

3、調査の経過及び意見。

以前より、立岡山北配水池整備事業、危険箇所対策について、雨水・排水計画について、太子前処理場の将来像について、水道事業の健全化について5項目の課題調査を上げていたが、委員協議の結果、立岡山北配水池整備事業、危険箇所対策について、雨水・排水計画については、各委員が十分に問題点を持ち寄って現地調査や聞き取り調査を行っているということで、課題調査から外すことを確認し、太子前処理場の将来像について、

水道事業の健全化については、今後も継続調査をしていくことを確認した。また、新たな課題調査として、農地の有効活用を追加することで決定した。

以上。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 報告第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐野芳彦） 日程第6、報告第1号平成23年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第1号平成23年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

本案件につきましては、平成23年度一般会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第2号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算**

### 繰越計算書について

○議長（佐野芳彦） 日程第7、報告第2号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第2号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成23年度水道事業会計の建設改良費における立岡山北配水池整備事業について、東日本大震災の影響を受け資材調達に不測の日数を要し、年度内完成ができず、地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に使用するため予算を繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号は終わります。

~~~~~

日程第8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明さ

せていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

### 日程第9 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第9、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いいたしております圓田静志氏の任期が平成24年9月29日付をもって満了となられるため、その後任として太子町阿曾437番地に在住しておられる西村博好氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

西村氏の経歴は参考資料のとおりですが、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は平成24年9月30日から27年9月29日までの3カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおりご同意

いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井川芳昭議員及び中島貞次議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

井川芳昭議員及び中島貞次議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 13票、反対 2票

以上のおおりの賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のおおりの同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（佐野芳彦） お諮りします。

本日の日程第10、議案第26号から日程第17、議案第33号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第26号 工事請負契約の締結について（太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第26号 工事請負契約の締結について（太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第26号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月23日に22社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市西延末269番地の6、立建設株式会社、代表取締役井上浩二と1億2,716万3,400円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成22年度に実施した耐震診断（2次診断）による構造耐震指数（I s 値）が安全と判定される基準を下回る0.46であったため、それを補強し、基準以上の0.755に高めるために実施するものでございます。

I s 値とは、建物の耐震強度や建物の耐震安全性を示し、耐震診断の際の判断基準となる数値のことであり、この数値が大きければ大きいほど、耐震強度や耐震安全性等の耐震性が高い建物と判断できるものでございます。

国土交通省の安全の目安としては、I s 値が0.6以上となっており、文部科学省では、公立学校施設は地震発生時の児童や生徒の安全性を確保するとともに、被災直後の避難場所として活用されることを考慮して、I s 値0.7以上を安全の目安としております。また、耐震改修促進法等では、耐震指数の判定基準としてI s 値0.6を耐震性能100%と定めており、I s 値0.6未満の建物は耐震補強工事の必要性があるとされております。

そのようなことから、このたび太田小学校施設の耐震性の確保と施設の損耗、機能低下に対する復旧措置を行うことにより、安全・安心で快適な学校づくりを促進し、教育環境の維持向上を図るものでございます。

主な工事内容は、北館校舎の耐震補強工事及び補強関連工事、トイレ改修工事とそれら

に伴う電気設備、機械設備工事であります。

実施の概要につきましては、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積2,400平方メートルの北館において、児童の動線の確保、採光、通風等の環境面及び経済面を考慮し、補強箇所を少なくすることができ、比較的経済的な外付耐震補強工法により、1階部分に9構面、2階部分に8構面、3階部分に4構面、4階部分に1構面の、計22構面の鉄骨鉄筋コンクリート製補強ブレースを増設するとともに、耐震壁を7カ所増設することにより補強を行うものでございます。あわせて北館トイレの全面改修を実施いたします。

外付耐震補強工法、いわゆるピタコラム工法でございますが、これは鋼板を内蔵した厚みが比較的薄い250ミリメートル鉄筋コンクリート部材を既存建物の外壁面にアンカーにより取りつける工法で、主な特徴としましては、建物内部を全くさわらない完全外づけ工法であるため、建物を使用しながらの工事が可能であるということでございます。これにより、仮設校舎を設置することなく、校舎外部からの施工を基本とし、トイレ改修等の内部の工事については、夏休み期間中に集中させることで学校運営への影響を最小限にとどめるとともに、児童の安全確保に最大限配慮できるというメリットがございます。

トイレ改修については、文部科学省から汚い、臭い、暗いの3K等と言われている学校トイレの改善の必要性が指摘されており、それも踏まえてトイレの床を水で洗い流さないで普通の部屋の床のように乾燥させた状態にしておく、いわゆる乾式トイレを採用しております。これにより、床面が湿らず細菌の繁殖を抑制できるため、清潔な状態を長く維持できることから、本町においても平成13年度以降に実施した小学校4校のトイレ改修はこの方式をとっております。

工事請負契約の相手は立建設株式会社で、契約額は1億2,716万3,400円、工期は平成24年12月28日までとしております。

以上が工事契約の主な内容であります。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第27号 工事請負契約の締結について（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第27号工事請負契約の締結について（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第27号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、石海小学校本館校舎耐震補強改修工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月23日に24社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県たつの市菅田町片吹73番地の2、山陽建設工業株式会社、代表取締役前田司と1億3,580万1,750円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました石海小学校本館校舎耐震補強改修工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成22年度に実施した耐震診断（2次診断）による構造耐震指数（I s 値）が安全と判定される基準を下回る0.38であったため、それを補強し、基準以上の0.755に高めるために実施するものであります。

基準等につきましては、先ほどの議案第26号の詳細説明と重複いたしますので割愛さ

せていただきます。

このたび石海小学校施設の耐震性の確保を行うことにより、安全・安心で快適な学校づくりを促進し、教育環境の維持向上を図るものであります。

主な工事内容は、南館と北館の耐震補強工事及び補強関連工事、それらに伴う電気工事、機械設備工事であります。

実施の概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積3,822平方メートルの南館管理教室棟と北館特別教室棟において、児童の動線の確保、採光、通風等の環境面及び経済面を考慮し、PCアウトフレーム工法により、1階部分に23構面、2階部分に15構面、3階部分に6構面、計44構面の補強フレームを増設するとともに、耐震壁を38カ所増設することにより耐震性能の向上を図るものであります。

PCアウトフレーム工法でございますが、工場生産した鉄筋コンクリートのフレームを現場で組み合わせてつくる構造でございます。ピタコラム工法と同様に建物内部を全くさわらない完全外づけ工法であるため、建物を使用しながらの工事が可能でございます。これにより、仮設校舎を設置することなく、校舎外部からの施工を基本とし、内部の工事については、夏休み期間中に集中させることで学校運営の影響を最小限にとどめるとともに、児童の安全確保に最大限配慮できるというメリットがございます。

今回耐震補強対策を同様に行う太田小学校施設と異なる工法を採用する主な理由でございますが、局所的な耐震補強で対応可能な太田小学校施設については、最も経済的な方法であるピタコラム工法が最適であり、一方、面的な耐震補強が必要となる石海小学校施設については、工場生産の部材に対応した大型揚重機、いわゆる大型クレーンでございますが、その使用に必要な敷地が同校には確保されていること等も踏まえ、1構面当たりの費用が比較的安価なアウトフレーム工法が最適であり、各学校施設の状況や工法の特性を

総合的に考慮して判断しているものでございます。

工事請負契約の相手方は山陽建設工業株式会社で、契約額は1億3,580万1,750円、工期は平成25年3月26日までとしております。

以上が工事契約の主な内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第28号 工事請負契約の締結について（太子東中学校校舎増築工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第28号工事請負契約の締結について（太子東中学校校舎増築工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第28号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太子東中学校校舎増築工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月23日に22社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市広畑区正門通3丁目6番一2、株式会社吉田組、代表取締役吉田和正と1億4,339万2,200円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました太子東中学校校舎増築工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、太子東中学校を通学区域とする龍田小学校、太田小学校の児童数の推移を考慮すれば、今後は普通教室が不

足することが確実視されているため、狭隘になった同校施設の増築と内部改修を行うことにより、必要な教室数を確保することが目的でございます。

主な工事内容は、既設北校舎の内部改修工事と、南校舎の増築工事、それらに伴う電気設備、機械設備工事であります。

実施の概要につきましては、北校舎特別教室棟3階の図書室と美術室を普通教室3教室に転用し教室不足を補うとともに、トイレを新設いたします。南校舎の北側に鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積約613平方メートルを増築し、1階に多目的ホール、2階に図書室、3階に美術室を配置します。

図書室、美術室については先ほど申し上げましたとおり、北校舎3階の特別教室2室を普通教室に転用したため、増築して配置するものでございます。それに加えてトップライト等により、穏やかな採光に配慮し、多目的スペース、それと一体利用が可能なデッキテラスなど、休息や交流スペースを確保し、教育環境の一層の向上を図ります。また、バリアフリー化への対応として、内外のボタンの位置が低い、通常のエレベーターよりドアが開いている時間が長い等の、障害のある生徒にも利用しやすいエレベーターを新設します。

工事請負契約の相手方は株式会社吉田組で、契約額は1億4,339万2,200円、工期は平成25年3月26日までとしております。

以上が工事契約の主な内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改**

正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第29号住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第29号住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日より施行され、当該法律により外国人登録法が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えることとされたことに伴い、太子町手数料条例、太子町犯罪被害者等支援条例、印鑑の登録及び証明に関する条例、太子町立墓園の設置及び管理に関する条例、太子町下水道条例の5条例の一部を一括して改正するものでございます。

改正内容は、外国人登録法の廃止に伴う条文整理と印鑑の登録及び証明について、改正された国の事務処理要領に準拠し、外国人住民については、通称名の一部を組み合わせた印鑑登録ができ、非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮

名表記及びその一部を組み合わせたもので表されている印鑑登録ができるようにするものでございます。

施行日は平成24年7月9日としております。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第30号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第30号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第30号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、年金所得者が寡婦控除を受ける際に町民税の申告書の提出を不要とするもの、地域決定型地方税制特例措置の特例割合を規定するもの、土地に係る固定資産税について固定資産税評価額の下落修正ができる特例措置を継続するもの、特例民法法人から移行した一般社団、財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について固定資産税の非課税措置を講じるもの、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に伴うもの、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例に伴うもの等でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第30号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成24年度税制改正大綱が反映された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、このたび町税条例を改正するものでございます。同法のうち、土地に係る固定資産税の負担調整措置が3年延長されたことに係る改正事項等、4月1日から適用しなければ納税者に不利益をもたらす部分については分割して専決処分を行い、先の臨時議会にて承認をいただいたところでございます。このたびは、専決処分以外の改正事項について町税条例を改正するものでございます。

まず最初に、第36条の2の町民税の申告に係る改正事項につきましてご説明申し上げます。

これは、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、公的年金等に係る雑所得以外の他の所得を有しなかったものが寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正でございます。

次に、附則第10条の2に規定する地方税法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、平成24年度税制改正において、法律の定める範囲内で地方自治体が独自で特例措置の内容を条例で定めることができる制度が創設されたもので、平成24年度は法附則第15条第2項第6号関係で下水道除害施設に係る課税標準の特例措置と、法附則第15条第10項関係で特定都市河川浸水被害対策法に規

定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の2件が対象となっており、軽減割合につきましては、第15条第2項第6号の下水道除害施設が課税標準額の4分の3、第15条第10項の雨水貯留浸透施設が課税標準額の3分の2となります。なお、下水道除害施設については、現在の対象となる施設はなく、また雨水貯留浸透施設については、特定都市河川に指定された河川が兵庫県内にはないため、現在のところ対象外となっております。

次に、附則第11条の2に規定する平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、土地に対する固定資産税について、平成24年度評価がえに伴い、平成9年度から実施されている据置年度において、地価が下落している場合に固定資産評価額の下落修正ができる特例措置を平成25年度及び平成26年度も継続することを規定したことによる改正でございます。改正後には、平成24年度が評価がえ年度、平成25年度及び平成26年度が据置年度となります。

次に、附則第21条の2に規定する旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告に係る改正事項につきましてご説明申し上げます。

これは、公益法人制度改革に伴い、旧民法第34条の法人、特例民法法人から移行した一般社団、財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園は、現行制度においては固定資産税の課税対象となっておりますが、このたびの改正では、公益社団、財団法人が設置する図書館等と同様に固定資産税の非課税措置が講じられることとなり、一定の要件を満たしている対象法人が当該措置の適用を受けようとする場合に提出する必要書類が規定されたことによるものでございます。

次に、附則第23条の2に規定する東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る改正事項についてご

説明申し上げます。

これは、東日本大震災に係る税制上の対応として、復旧復興の状況等を踏まえ、講じられた被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例により、条文を追加するものでございます。

改正内容につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を、東日本大震災があった日から同日以後、現行では3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する特例措置とされていたものが、7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する特例措置に拡充されたことに伴う追加規定でございます。

次に、附則第24条に規定する東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、第1項につきましては、引用条項の改正による条文整理でございます。また、第2項につきましては、前条同様、東日本大震災に係る税制上の対応として復旧復興の状況等を踏まえ講じられた、住宅の再取得時の住宅借入金等の特別控除の重複適用が可能となったことにより、条文を追加するものでございます。

改正内容につきましては、東日本大震災により居住用家屋が居住の用に供することができなくなった被災者が住宅の再取得等をした場合において、所得税における住宅借入金等特別控除の特例の適用を受けたときは、現行の個人住民税に係る住宅借入金等特別控除の対象とするとされ、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間において引き続き税額控除が適用できることに加え、重複しての控除の適用が可能となったことに伴う追加規定でございます。

次に、附則についてご説明申し上げます。

最初に、施行期日についてご説明申し上げます。

ます。

第36条の2第1項の町民税の申告の削除規定につきましては、平成26年1月1日より施行いたします。他の改正条文につきましては、条例の公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用いたします。

最後に、改正後の条例の施行が円滑に施行されますよう、附則第2条から附則第3条に規定してまいるとおり、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第31号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第31号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第31号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成24年3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

近畿圏整備法に指定された都市開発区域内

の本町において、固定資産税を不均一課税した場合には、当該減収額に関して地方交付税の基準財政収入額から相当額が控除される減収補てんの特例がございます。

政令の改正により、減収補てん措置の適用期限が2年延長され、平成26年3月31日に改正されましたので、本条例においても不均一課税の対象となる固定資産税の取得期限を2年間延長する改正をするものでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第32号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第32号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第32号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、議案第30号の太子町税条例の一部を改正する条例附則第23条の2、改正規定と同様で、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の居住用家屋の敷地に係る譲渡期限について、東日本大震災があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までが7年を経過する日の属する年の12月31日までに延期されたことに伴い、条文整理をす

るものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第33号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第33号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第33号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

内容としましては、外国人登録法が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い、広域連合規約中の外国人登録に係る文言を削るものがあります。

なお、施行日につきましては平成24年7月9日であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時05分）